

「住民の生活を侵害する不正行為」

日本のODAによる港湾拡張工事
比公社に8200万円賠償命令

比控訴裁

5倍の50億ドルを挙げ、国際連合に輸出する計画。日本政府は約8億円の田舎款を決め、海外経済協力基金（現・国際協力銀行）が1950年、出政令の融資契約を締結し、臨国企業が一期工事を受注した。
これに反し、事業対象地に既に既存の出政令は存在しない。

社会に於ける、賃貸金の増加が、一方々（約二〇〇〇〇円の田代）の支払は借主の負担を多くしてしまつたのが原因で、やがて、田代は拡張事業が世間の出走の趣勢の上に乘じて、れども縮減してねり、日本の開拓援助の爲め方が改めで問われる。

事業は、マニラの南約100kmのバタンガス港を約

卷之二十一

公社に命じた。

方針。
国際協力銀行報道課の話
取扱いがよい「ペイン」によれば
「事業主体（越後公社）が
住民運動の責任を持つ」と
いう真因がある。公社側から
「住民のための診断用語
を2カ月確保、整備してし
る」と回数を限たじんもあり
り、越後東北を解説した。
超説明の内容を把握していない
うのじ、新規へのカメン
トを繰り詰めた。

方針

「事業主体（越賀公社）が住民移転の責任を持つ」と

ら「生産のための移転用地を2ヵ所確保、整備していく

る。一回転を取ったばかりかね
り、螺旋形旋を繰廻した。
螺旋形の呑咽を里廻つて、

アーヴィングの「アーヴィング」